

について自らある場合にあつては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものとし、結果を明確にした報告書	当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
当該期間における業務運営の状況	当該期間における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値(当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。)	ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値(当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。)
二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報	二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
二 次のイからハまでに掲げる業務の実績についての評価の結果(当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)	二 次のイからハまでに掲げる業務の実績についての評価の結果(当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)
イ 中期目標及び中期計画の実施状況	イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実績についての評価の結果(当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実績についての評価の結果(当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)
二 中期目標の期間における業務の実績(当該業務の実績が通則法第二十九条第一項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項を明らかにしたものに限る。)	二 中期目標の期間における業務の実績及び当該目標の実績(当該目標の実績及び当該目標に係るものである場合にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項を明らかにしたものに限る。)
イ 中期目標及び中期計画の実施状況	イ 中期目標及び中期計画の実施状況
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実績についての評価の結果(当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)	ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実績についての評価の結果(当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)

二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報	二 機構は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
二 機構は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。	二 機構は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

二 機構の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。	二 機構の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
二 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。	二 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
二 機構に係るものである場合にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項を明らかにしたものに限る。)	二 機構に係るものである場合にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項を明らかにしたものに限る。)
イ 中期目標及び中期計画の実施状況	イ 中期目標及び中期計画の実施状況
ハ 当該期間における業務運営の指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値(当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標が設定されている場合に限る。)	ハ 当該期間における業務運営の指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値(当該業務の実績に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標が設定されている場合に限る。)

二 機構の役員及び職員に於ける改進方策に対する改善方策	二 機構の役員及び職員に於ける改進方策に対する改善方策
二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。	二 その格會計監査人が適切に職務を遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき	二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき
二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき	二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき
二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき	二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める事項については、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき

適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類(事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に關して必要な報告)

七 会計監査報告を作成した日

八 前第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(短期借入金の認可の申請)
第十七条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由
二 借入金の額
三 借入先
四 借入金の利率
五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払いの方法及び期限
七 その他必要な事項

(長期借入金の認可の申請)
第十八条 機構は、機構法第十六条の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 借入金の額
三 借入先
四 借入金の利率
五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払いの方法及び期限
七 その他必要な事項

一 借入れを必要とする理由
二 借入金の額
三 借入先
四 借入金の利率
五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払いの方法及び期限
七 その他必要な事項

(償還計画の認可の申請)
第十九条 機構は、機構法第十七条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
二 長期借入金の償還の方法及び期限
三 その他必要な事項

(不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請)

第二十条 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出资者(以下単に「出資者」という。)に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下単に「出資者」という。)に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 催告に係る不要財産の内容
二 不要財産であると認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額(現金及び預金については、取得の日及び申請の日ににおけるその額)

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容(出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合)

(中期借入金の認可の申請)

第二十一条 機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画に定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 催告に係る不要財産の内容
二 不要財産であると認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額(現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日ににおけるその額)

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容(出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合)

(長期借入金の認可の申請)

五 不要財産により払戻しをする場合には、不

要財産の評価額

六 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額

七 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額

より払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八 第七号の場合における譲渡の予定時期

九 第七号の場合における譲渡の予定時期

十 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十一 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十二 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十三 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十四 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十五 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十六 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十七 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十八 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

十九 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

二十 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

二十一 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

二十二 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

二十三 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

二十四 その他必要な事項

(前号の場合における譲渡の方法)

三 通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ 不要財産により払戻しすること

ロ 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しすること

ハ 第三号ロの方法による払戻しの場合における

イ 不要財産により払戻しすること

ロ 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しすること

ハ 第三号ロの方法による払戻しの場合は、

イ 不要財産により払戻しすること

ロ 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しすること

一から十三まで 略
十四 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項
附 則 (平成三年三月二九日国土交通省令第二十九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の規定の平成三十一年四月一日前に開始する事業年度における適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二七日国土交通省令第一六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二九日国土交通省令第一七号)
この省令は公布の日から施行する。